

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：有限会社城下建設（法人番号 9330002020046）

業者の住所： 熊本県上益城郡益城町田原 1 6 7

2 指名停止措置期間：令和 4 年 4 月 2 0 日から同年 5 月 1 9 日まで（1 か月）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：

有限会社城下建設は、県央広域本部上益城地域振興局が発注した「上益城管内治山事業（交付金）林地荒廃防止事業火山第 1 号工事」の元請として同工事を行っていたものであるが、同社代表取締役は、同社取締役と共謀の上、同社の業務に関し、令和 2 年 8 月 7 日、同工事現場において、同社の労働者が、樹木の運搬作業中に、他の労働者が運搬していた樹木が衝突して骨折の傷害を負い、4 日以上休業することになったにもかかわらず、労働者死傷病報告書を遅滞なく熊本労働基準監督署長に提出しなかった。

この件に関し、同社に対し、熊本簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 2 0 万円の略式命令があり、令和 4 年 2 月 3 日、その刑が確定したものである。

5 指名停止措置理由：

上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止措置要領別表第 2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内